

第 1 号様式（第 9 条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和 6 年度	次回見直し予定	令和 11 年度
条 例 名		神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例			
条 例 番 号		昭和 60 年神奈川県条例第 36 号	法 規 集	第 8 編第 6 章第 1 節	
所 管 室 課		健康医療局生活衛生部生活衛生課			
条 例 の 概 要		浄化槽法第 48 条第 1 項の規定に基づき、浄化槽保守点検業者について登録制度を設けることにより、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図るために必要な事項を定めている。			
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	浄化槽の保守点検は高度の専門的知識を要する業務であることから、浄化槽保守点検業者の登録の制度を設けることが適当であり、浄化槽法により、登録制度を設ける場合には条例で必要な事項を定めることとされていることから、現在でも必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例で定める浄化槽保守点検業者の登録に関する事項は、浄化槽保守点検業者の水準を維持する上で有効なものとなっている。			浄化槽保守点検業者登録業者数 R5 年度末 184 R4 年度末 186 R3 年度末 192
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例で定める浄化槽保守点検業者の登録に関する事項は、いずれも明確であり、効率的なものである。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例で定める事項は、公衆衛生の確保に資するものであり、「新かながわグランドデザイン」の主要施策Ⅶ「県土・まちづくり」の施策体系に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	浄化槽法の規定に基づく内容となっており、憲法、法令に抵触しないものである。			
見 直 し 結 果	その他				
	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。			
	② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
	③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	④ 改正及び運用の改善等を検討する。				
	⑤ 廃止を検討する。				